

1) 医科点数表第2章第10部手術の通則5及び
6(歯科点数表第2章第9部の通則4を含む。)に掲げる手術

区分1に分類される手術		手術 件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出手術等	34
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	14
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0

区 分 2 に 分 類 さ れ る 手 術
手術件数

ア	靱帯断裂形成手術等	1
イ	水頭症手術等	24
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	2
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	11
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	2

区分3に分類される手術
手術
件数

ア	上顎骨形成術等	1
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種死体腎移植術等	0

その他の区分に分類される手術		手術 件数
ア	人工関節置換術	4
イ	乳児外科施設基準対象手術	0
ウ	ペースメーカー移植術及び交換術	32
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心 肺を使用しないものを含む。)及び体外 循環を要する手術	20
オ	経皮的冠動脈形成術	
	特殊カテーテルによるもの(高速 回転式アブレーション)	0
	特殊カテーテルによるもの(イン ターミット-血管形成用カテーテル)	0
	急性心筋梗塞に対するもの	2
	不安定狭心症に対するもの	3
	その他のもの	20
	経皮的冠動脈粥腫切除術	0
	経皮的冠動脈ステント留置術	
	急性心筋梗塞に対するもの	22
	不安定狭心症に対するもの	16
	その他のもの	61

区分4に分類される手術件数 530
 期間 令和6年1月1日～令和6年12月
 31日まで